

2024 IT・IoT導入チャレンジ支援事業

北区では、中小企業者が労働生産性の向上のためにIT・IoT等を導入する費用の一部を補助します。

補助対象者	中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、以下の条件を全て満たしている者。 <ul style="list-style-type: none">区内に本社または主たる事業所（支店登記があり、実質的に事業が営まれていること）を有する中小企業、または区内に事業主の住所がある個人事業者。区内で引き続き1年以上事業を営んでいること。法人住民税（個人事業主の場合は特別区民税）を滞納していないこと。 ※補助対象者の業種に要件はありません（ものづくり事業者以外も対象となります）。
補助要件	<ul style="list-style-type: none">補助を受けようとする年度内にIT・IoT等を導入し、経費の支出を行うこと。同一経費を対象として、北区以外から経費の補助を受け、または交付決定を受けていないこと。IT・IoT等の導入によって労働生産性の向上が見込まれること。
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none">ソフトウェア費用IT・IoT導入に係る機器費用クラウド費用リース料（導入開始年度分のみ対象とする）外注費、委託費専門家経費 ※消費税等の間接経費は対象外です。 ※補助対象経費の支払先が補助対象事業者の役員または役員の属する企業等であるものは対象外です。 ※予めIT・IoT相談員にご相談の上、ご申請いただきます。詳しくは北区ホームページをご確認ください。
補助限度額	100万円 ※補助金額が5万円未満のものは対象外です。
補助率	4分の3（千円未満の端数は切捨て）
件数	4件程度
補助対象期間	2025年2月末日まで
申請書類	<ol style="list-style-type: none">①一号様式（交付申請書・別紙）②企業概要…（例）会社案内、パンフレット、自社HPの会社概要を印刷したものなど③導入したIT・IoT等の概要…（例）パンフレット、IoT等の内容がわかるHPを印刷したものなど④コンサルタントに委託する場合は契約書の写し等⑤直近の法人住民税（個人事業主の場合は特別区民税・都民税）の納付が確認できる納税証明書 ※領収証書は不可（個人事業主の場合は納税証明書、又は非課税証明書）⑥補助対象経費の支出明細書及び支払いが確認できるもの…（例）領収書、銀行振込明細書など（写し可）⑦返信用封筒（申請者の住所・氏名を記載し切手を貼ったもの）…A4サイズの通知書（三つ折り）を1枚お送りします。

お申し込みの流れ



東京都北区 産業振興課 商工係
〒114-8503 北区王子1-11-1 北とぴあ11階
TEL：03-5390-1235 FAX：03-5390-1141
詳しくは北区HPをご覧ください。→

